平成２２年（フ）第６４号
岡山市東区金岡東町２丁目13番18号、破産開始決定時の住所岡山市東区金岡東町２丁目14番14号
破産者　大場　啓正
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１９号
岡山市東区金岡東町２丁目13番18号、破産開始決定時の住所岡山市東区金岡東町２丁目14番14号
破産者　大場　佳子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１３６３号
熊本市健軍本町29番８号ナショナルビル
破産者　株式会社平和堂
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１８４号
宮崎県延岡市野田町5482番４号　エレガンスメゾン９―201号室、住民票上の住所宮崎県延岡市北川町長井589番地
破産者　牧野　圭一
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１７７５号
札幌市白石区北郷１条５丁目１番30―504号
破産者　漆沢　兼一
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６号
岩手県大船渡市日頃市町字下小通39番地２
破産者　近江　正則
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２１８号
長野県木曽郡木祖村大字薮原1031番地
破産者　古畑　　勤
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４２３４号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ19―406号
破産者　岡本　謙治
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４４号
大阪府貝塚市澤819番地の33、住民票上の住所大阪府岸和田市池尻町390番地の１ワイズクレスト久米田105号、住民票上の前住所大阪府貝塚市三ツ松2722番地38棟203号
破産者　大屋敷信二
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北２丁目25番３号、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町淡輪1006番地
破産者　坂原　省五
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
大阪府岸和田市中井町３丁目13番１―108号、前住所大阪府岸和田市中井町２丁目15番５号
破産者　西村　門美
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
大阪府泉南市信達牧野201番地
破産者　梶本　幹雄
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４７２号
大阪府泉南市信達金熊寺530番地の１せんわ
破産者　梶本　盟子
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
神戸市長田区五番町７丁目１番地の12、従前の住所神戸市長田区片山町１丁目10番２号
破産者　山本　英則
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１号
北海道常呂郡訓子府町字開盛296番地12
破産者　高良　秀次
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第４４１号
岩手県八幡平市松尾寄木第33地割15番地
破産者　髙橋　敏雄
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５４４号
横浜市磯子区岡村３丁目17番32号
破産者　高橋　喜美
成年後見人　安富　真人
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部